

第1回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会 議事概要

- 日 時 平成27年9月30日（水）10時30分～12時10分
- 場 所 神交共ビル9階大会議室
- 出 席 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配置図参照
- 資 料

- 資料1 運輸審議会発表案件（報道発表）及び答申書
- 資料2 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（報道発表）
- 資料3 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の改正について
- 資料4 特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について
- 資料5 特定地域計画の認可基準について（公示）
- 資料6 特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

1. 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の改正について

事務局より、ガイドラインに基づき、今までの準特定地域協議会と新たな特定地域協議会の関係及び「特定地域に指定されたことにより、準特定地域協議会の設置要綱が特定地域協議会の設置要綱としてみなされているため、特定地域協議会設置要綱として見直しを行う必要がある」旨の説明を行い議決をとった。

（タクシー事業者に係る議決結果）

法人：同意 4,670 両 不同意 2,172両（協会加盟事業者：同意 4,670両 不同意 2,126両）
個人：同意 1,502 両 不同意 570両
合計：同意 6,172両 不同意 2,742両

（その他の構成員）

全員同意

※以上の結果により、京浜交通圏タクシー業務適正化・活性化特定地域協議会設置要綱の改正が承認された。

《出席者からの主な意見》

（高木委員）分科会の構成員は協議会構成員の内からとなっているが、外部の方、専門家等の意見を聴いた方が良いのではないかと。

（岡村会長）もっともな意見ではあるが、運用でクリアできると思われる。

（村山委員）事業者の区分をした意図について教えていただきたい。

（事務局）ガイドラインで定めているモデル要綱等を元に区分しており、一つの目安として、

旅客自動車運送事業報告規則を元にした「旅客自動車輸送指標」においても100両を超える事業者区分上を最大と位置づけされている。

(村山委員) 大、中、小で1/3毎に分けていると思うが、区分毎に分けることで削減方法等で足かせになるということはないか。

(事務局) 小規模は最低車両数を考慮したものであり、中間層を中規模としたものである。大規模36%、中規模47%、小規模17%。全体として2/3の合意が必要になるため、各層として2/3以上にならないようにしている。

(古知委員) 事実上全国一律で40両以下、100両以上となっているが、地域によってはほとんどが小規模事業者のところもある。全国一律で進めていくのはどうかと思う。

(事務局) 仙台では80両だったと思いますが。

(古知委員) 私は秋田の構成員ではありませんが、仙台でも提示されたのはこれだと聞いている。

(事務局) 先ほど申し上げた理由により設定をしました。一つの区分で2/3以上になっていないことが重要かと思えます。

(豊島委員) 協議会を非公開とした意図を教えて欲しい。また、密室主義と言われかねないため公開とすべきではないか。

(事務局) 事業者の意見のぶつかり合いも考えられるため事業者に配慮をしたところ。また、途中経過の一人歩きなどの危険性も考えられるので非公開とした。

(関委員) 事業者の本音が出るシビアな面もあるため、実のある議論をするためには非公開に賛成したい。

(石渡委員) 大小の減車の痛みは同じ、減車反対の方もいるので労働者側としては、オープンでよいと私は思いました。

(岡村会長) 公開が必要であると複数の意見があったことは議事に残しておく。運用として分科会で公開するかの議論を行い、協議会に結果報告し、協議会のなかで公開の判断をする。

(豊島委員) 非公開にすることで一般の方からはタクシー業が特殊であると思われる。公開、非公開とは入れずに、その都度公開、非公開と判断した方がよいのではないか。

(岡村会長) 閉鎖的と受け取られないことも大事だが、原案は残しつつ、会合ごとに公開、非公開を決めていくことになると思いますが、事務局の方は如何ですか。

(事務局) 今回の件は既に事業者以案を示し賛否を確認している。そのため今後の運用で公開、非公開を判断していく。

(岡代理) 分科会では適正化の部分のみが議論されるのか。自治体としては判断材料がない中では判断しかねる。業界の意向に沿う形でとは考えている。

(事務局) 当然適正化が目立つが活性化を含めた議論となる。

(岡代理) 活性化の点についても十分行って欲しい。自治体としては判断材料が足りないため、事前の説明などを今後は行って欲しい。

2. 今後の特定地域協議会の進め方について

事務局より、「分科会」を活用した協議の提案があり、「分科会の設置」、「構成員の選定」及び「分科会の会長の指名」と「供給輸送力の削減目標の設定」を岡村会長に提案した。

（分科会の設置）

岡村会長より、「本協議会で供給輸送力の削減について細かい議論を行うよりも、分科会を設置し、供給輸送力の削減についての協議を行い、本協議会への報告を行うことが効率的」との理由により、分科会を設置する旨の発言があった。

（構成員の選定）

岡村会長より、「構成員についてはタクシー事業者等の区分、労働組合等の区分で参画している委員により構成し、神奈川支局をデータ提供等のオブザーバーとしての参加をお願いしたい。」旨の発言があった。

（分科会の会長の指命）

岡村会長より、「本協議会の事務局長である伊藤事務局長に分科会会長をお願いしたい。」との発言があった。

岡村会長からの指命を受け、「削減目標の設定」に関する通達等（資料4、5、6）について、神奈川運輸支局より説明した。

（供給輸送力の削減目標の設定）

岡村会長より、「適正車両数の上限値を目標」としていくことを委員に確認し、検討の開始を指示があった。

《出席者からの主な意見》

（村山委員）今回の適正車両数の算出は平成25年度実績を元に行っているが、平成26年度の実績により再度算出するのではないか。

（神奈川支局）特定地域の指定時点での数値を使っている。

3. その他

分科会の会長に指命された伊藤事務局長より挨拶